

白老町内求人情報掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が白老町民及び転入者等の就労を促進するとともに、町内に事業所等を有する事業者の人材確保を支援するため、町内事業所の求人情報を周知することに関して、必要な事項を定める。

(事業所の範囲)

第2条 求人情報を掲載できる事業所は、次に掲げるすべてに該当するものとする。

- (1) 町内に本社または事務所がある事業所（新設予定の事業所も含む。）
- (2) 白老町内の勤務地において雇用（正規、非正規）を予定している事業所
- (3) 白老町内において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項の規定による適用事業を行っている事業所
- (4) 町税等の滞納がない事業所
- (5) 白老町契約等に係る暴力団等排除措置要綱に定める暴力団等に該当しない事業所

(掲載場所)

第3条 求人情報の掲載場所については次の各号のとおりとする。

- (1) 白老町役場庁舎内求人情報コーナー
- (2) 白老町公式ホームページ内求人情報掲載ページ

(掲載規格及び掲載内容)

第4条 掲載規格は、A4サイズ（1枚）に収まるものであることとし、掲載できる内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 職種
- (2) 仕事内容
- (3) 雇用形態
- (4) 雇用期間
- (5) 就業場所
- (6) 賃金
- (7) 就業時間
- (8) 募集人数
- (9) 事業所の外観や仕事風景等の写真情報

(10) その他求人情報として掲載が必要な情報等

2 掲載される情報は、各事業所の責任によるものであり、町では情報の内容について責任を負わないこととする。

3 掲載内容に関する問い合わせ先は、掲載事業所とする。

(掲載を禁止する内容)

第5条 次に掲げる内容については、掲載を禁止するものとする。

(1) 公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動に係るもの

(4) 事業者や個人の権利を侵害するもの

(5) 虚偽の内容によるもの

(6) 公序良俗に反するもの

(7) その他広告媒体に掲載する内容として不適当であると町長が認めるもの

(求人情報の提出方法)

第6条 求人情報の掲載を希望する事業所（以下「申込者」という。）は、求人情報掲載届（様式第1号）を産業経済課商工労働グループまで、窓口持参かFAX、または電子メールにて提出するものとする。

(掲載期間)

第7条 掲載期間は、申込者が白老町内求人情報掲載届（様式第1号）を届出した日の属する月の翌月末までとする。翌々月以降も継続して掲載希望をする場合は、改めて白老町内求人情報掲載届（様式第1号）を提出するものとする。

(掲載料)

第8条 掲載料は、無料とする。

(掲載の取消し)

第9条 町長は、次に該当する場合には、事業所への催告その他の手続きを要することなく、求人情報の掲載を取り消すことができる。

(1) 求人情報の掲載事業所が第2条各号に該当しないことが判明した場合

(2) 掲載内容が、第5条各号のいずれかに該当し掲載することが適切でないと認められる場合

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。